

令和3年度就学援助費制度のお知らせ

湯梨浜町では、町立小中学校に在籍する児童生徒の家庭を対象に、経済的な理由によりお困りの保護者に対して、学用品費や学校給食費などの援助を実施しています。

援助費制度をご希望の方は、本紙を必ずお読みいただき、内容をご確認いただいたうえで申請してください。

1 対象となる要件

- ①生活保護を受けている世帯
- ②児童生徒と生計を同一にしている未成年者を除く全ての方又は世帯（世帯分離世帯含む）が、次のいずれかに該当する場合
 - ア 障がい者、未成年者、または寡婦（夫）であり、前年の所得が125万円以下である保護者
 - イ 国民年金保険料の全額免除を受けた方（年金受給者の場合、前年の所得が125万円以下）
 - ウ 児童扶養手当の支給を受けている世帯
 - エ 失業対策事業適格者手帳を持つ日雇労働者または労働安定所登録日雇労働者もしくは求職活動支援機関等の登録者【ハローワークにおける登録者】であり、かつ前年の合計所得金額が163万円以下の方
- ③その他教育委員会が特に必要と認める場合（世帯状況・収入額等から総合的に判断します）

2 援助の種類と支給額

(年額)

種類	要保護	準要保護	
	小中学校	小学校	中学校
学用品費（学用品購入費、学級費）	生活保護法より支給	11,630円	22,730円
通学用品費（2年生以上）		2,270円	2,270円
新入学児童生徒学用品費（1年生のみ）		51,060円	60,000円
修学旅行費（実施学年のみ）	実費		
校外活動費 * 限度額あり	生活保護法より支給	実費	
学校給食費		実費	
医療費（※）	実費		
日本スポーツ振興センター共済掛金	実費		
クラブ活動費 * 限度額あり	生活保護法より支給	/	実費
生徒会費 * 限度額あり		/	実費
P T A会費 * 限度額あり		実費	

（※）医療費：学校保健安全法施行令第8条に定める疾病の治療に係る医療費のみ

- ①トラコーマ及び結膜炎 ②白癬、疥癬及び膿痂疹 ③中耳炎
 ④慢性副鼻腔炎及びアデノイド ⑤う歯（むし歯） ⑥寄生虫病（虫卵保有を含む）

※支給については、年間3回に分けて行います【第1回：5月、第2回：9月、第3回：2月（予定）】。

ただし、新入学児童生徒学用品費については、入学前（3月中旬頃）に支給する予定です。

※要保護世帯は、大部分が生活保護費より支給されます。

※表は令和2年度の援助の種類及び支給額ですので、変更する場合があります。

3 申請手続き

次の書類を、教育総務課へ提出してください(申請書等の用紙は、教育総務課または各小中学校にあります)。なお、家庭の状況等の変化により年度中途での申請もできます。ただし、支給額が申請した月割額、日割額での支給となります。

※必要書類が添付されていない場合や不備がある場合は、受理できませんのでご注意ください。

※就学援助の認定は年度ごとに行いますので、前年度に認定を受けていた方も申請が必要となります。

《必要書類①》就学援助費交付申請書(全員)

《必要書類②》該当する要件を証明する書類

生活保護世帯	・生活保護決定通知書の写し
障がい者、未成年者、寡婦(夫)で前年合計所得が125万円未満	
国民年金保険料全額免除者	・国民年金保険料免除承認通知書の写し
児童扶養手当受給世帯	・児童扶養手当証書の写し(両面とも)
求職活動支援機関等の登録者	・求職活動支援機関等の利用証明書

※本年1月以降、湯梨浜町転入により、令和2年度の所得課税証明書が本町で発行できない方は、転入前の自治体が発行する世帯全員(未成年者も含む)の所得課税証明書を添付してください。

4 提出期限 令和2年11月30日(月)

5 その他

※認定の可否は、令和3年2月(新入学児童生徒学用品費は令和3年1月)の教育委員会で審査及び決定する予定です。

※家庭状況及び所得の状況等によっては、援助費の支給を受けられないことがありますのでご了承ください。

また、年度の中途において、転学や児童扶養手当の廃止など認定要件を満たさなくなった場合は、認定の取消し及び援助費をご返還していただきますので、速やかに教育委員会にご連絡ください。

※証書の発行に時間を要するなどの理由により、期限までに必要な書類等が揃わない場合は、下記までご相談ください。

※本制度は、保護者が支出した費用を援助するための制度であり、学校納付金等を免除するものではありません。

6 提出先及びお問い合わせ先

湯梨浜町教育委員会事務局 教育総務課 学校教育係 (TEL: 35-5365)